

令和 6 年第 4 回本庄市国民健康保険運営協議会次第

日 時：令和 6 年 8 月 6 日（火）

午後 1 時 3 0 分～

場 所：本庄市役所 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

審議事項

（１） 本庄市国民健康保険条例の一部改正について

【資料 1】

（２） 令和 5 年度国民健康保険特別会計決算について

【資料 2】

（３） 令和 6 年度国民健康保険特別会計 9 月補正予算について

【資料 3】

報告事項

（１） 本庄市国民健康保険税条例の一部改正について〔専決〕

【資料 4－1、4－2】

4 そ の 他

5 閉 会

本庄市国民健康保険条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
第 号議案 ○本庄市国民健康保険条例 第1条～第11条 略 第8章 罰則 第12条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に10万円以下の過料を科する。 第13条～第15条 略	第 号議案 ○本庄市国民健康保険条例 第1条～第11条 略 第8章 罰則 第12条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 _____においては、その者に10万円以下の過料を科する。 第13条～第15条 略

◆内容

- ・被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定を削除します。（第12条関係）

◆施行期日・経過措置

- ・施行期日：令和6年12月2日
- ・経過措置：施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第16条の規定により、なお従前の例によることとされる被保険者証に係る施行日後の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和5年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算見込

[歳 入]

項 目			当初予算額	予算現額	収入済額	予算現額と収入 済額との比較
01 国民健康保険税			1,674,653,000	1,529,728,000	1,644,843,619	115,115,619
一般被保険者	現 年	医 療	1,097,097,000	997,534,000	1,067,726,345	70,192,345
		支 援	381,907,000	349,981,000	373,836,912	23,855,912
		介 護	143,136,000	129,700,000	137,079,962	7,379,962
	過 年	医 療	33,392,000	33,392,000	42,101,968	8,709,968
		支 援	12,492,000	12,492,000	15,474,909	2,982,909
		介 護	6,602,000	6,602,000	8,621,523	2,019,523
退職被保険者	現 年	医 療	0	0	0	0
		支 援	0	0	0	0
		介 護	0	0	0	0
	過 年	医 療	15,000	15,000	1,233	△ 13,767
		支 援	6,000	6,000	337	△ 5,663
		介 護	6,000	6,000	430	△ 5,570
02 国 庫 支 出 金			266,000	266,000	252,000	△ 14,000
災害臨時特例補助金			1,000	1,000	75,000	74,000
【新】健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金			265,000	265,000	137,000	
社会保障・税番号システム整備費補助金			0	0	40,000	40,000
03 県 支 出 金			5,677,715,000	5,716,202,000	5,723,731,086	7,529,086
保険給付費等交付金		普通交付金	5,600,250,000	5,638,737,000	5,598,042,086	△ 40,694,914
		特別交付金	77,465,000	77,465,000	125,689,000	48,224,000
04 財 産 収 入			5,000	5,000	12,111	7,111
国保財政調整基金積立金利子			5,000	5,000	12,111	7,111
05 繰 入 金			624,537,000	610,853,000	594,864,119	△ 15,988,881
保険基盤安定		保険税軽減	200,008,000	205,250,000	205,249,800	△ 200
		保険者支援	132,944,000	138,352,000	138,351,072	△ 928
未就学児均等割保険税繰入金			3,541,000	3,496,000	3,496,712	712
産前産後保険税繰入金				206,000	205,473	△ 527
職員給与と費等			136,667,000	133,401,000	123,775,923	△ 9,625,077
出産育児一時金等			17,666,000	17,666,000	11,303,840	△ 6,362,160
財政安定化支援事業			23,524,000	24,725,000	24,724,299	△ 701
その他一般会計繰入金			0	0	0	0
国民健康保険財政調整基金繰入金			110,187,000	87,757,000	87,757,000	0
06 繰 越 金			1,000	181,229,000	181,229,880	880
前年度繰越金			1,000	181,229,000	181,229,880	880
07 諸 収 入			7,418,000	7,418,000	8,523,297	1,105,297
延滞金		一般被保険者	2,400,000	2,400,000	2,862,960	462,960
		退職被保険者	12,000	12,000	0	△ 12,000
過 料			1,000	1,000	0	△ 1,000
雑 入	第 三 者	一般被保険者	5,000,000	5,000,000	2,375,874	△ 2,624,126
		退職被保険者	1,000	1,000	0	△ 1,000
	不当利得	一般被保険者	2,000	2,000	3,284,463	3,282,463
		退職被保険者	1,000	1,000	0	△ 1,000
	雑 入	保険課	1,000	1,000	0	△ 1,000
合 計			7,984,595,000	8,045,701,000	8,153,456,112	107,755,112

[歳 出]

(円)

項 目			当初予算額	予算現額	支出済額	予算現額と支出済額との比較	執行率
01 総 務 費			136,667,000	133,401,000	123,815,923	9,585,077	92.8
	一般管理給与費		92,655,000	84,932,000	80,143,317	4,788,683	
	一般事務費		9,829,000	14,286,000	13,579,145	706,855	
	国保事務電算処理委託事業		16,500,000	16,500,000	15,310,400	1,189,600	
	計		118,984,000	115,718,000	109,032,862	6,685,138	
	埼玉県国民健康保険団体連合会負担金		1,048,000	1,048,000	1,023,906	24,094	
	計		1,048,000	1,048,000	1,023,906	24,094	
	賦課事業		6,996,000	6,996,000	6,132,931	863,069	
	徴収事業(収納課)		4,767,000	4,767,000	3,803,859	963,141	
	計		11,763,000	11,763,000	9,936,790	1,826,210	
	運営協議会事務費		644,000	644,000	273,404	370,596	
	趣旨普及事務費		4,228,000	4,228,000	3,548,961	679,039	
	計		4,872,000	4,872,000	3,822,365	1,049,635	
	02 保 険 給 付 費			5,635,562,000	5,674,049,000	5,585,779,165	
療養給付費	一 般 被 保 険 者	4,815,883,000	4,798,356,000	4,759,618,921	38,737,079		
	退 職 被 保 険 者	1,000	3,000	0	3,000		
療養費	一 般 被 保 険 者	52,789,000	52,789,000	47,779,481	5,009,519		
	退 職 被 保 険 者	1,000	1,000	0	1,000		
診療報酬請求明細書審査事務費		12,162,000	12,162,000	11,346,745	815,255		
高額療養費	一 般 被 保 険 者	718,112,000	774,124,000	744,553,513	29,570,487		
	退 職 被 保 険 者	1,000	1,000	0	1,000		
高額介護合算療養費	一 般 被 保 険 者	1,200,000	1,200,000	20,447	1,179,553		
	退 職 被 保 険 者	1,000	1,000	0	1,000		
移送費		100,000	100,000	0	100,000		
計		5,600,250,000	5,638,737,000	5,563,319,107	75,417,893		
出産育児一時金		26,500,000	26,500,000	16,955,760	9,544,240		
出産育児一時金支払手数料		12,000	12,000	6,510	5,490		
葬祭費		7,500,000	7,500,000	5,450,000	2,050,000		
傷病手当金		1,300,000	1,300,000	47,788	1,252,212		
計		35,312,000	35,312,000	22,460,058	12,851,942		
03 国保事業費納付金			2,105,934,000	2,105,934,000	2,105,932,811	1,189	100.0
医療分	一 般 被 保 険 者	1,382,042,000	1,382,042,000	1,382,041,921	79		
	退 職 被 保 険 者	15,000	15,000	15,000	0		
後期支援分	一 般 被 保 険 者	537,472,000	537,472,000	537,471,147	853		
	退 職 被 保 険 者	6,000	6,000	6,000	0		
介護納付金分		186,399,000	186,399,000	186,398,743	257		
04 共同事業拠出金			2,000	2,000	117	1,883	5.9
その他共同事業拠出金		2,000	2,000	117	1,883		
05 保 健 事 業 費			89,042,000	86,535,000	78,929,600	7,605,400	91.2
特定健康診査等事業費(健康推進課)		65,040,000	62,533,000	57,971,520	4,561,480		
計		65,040,000	62,533,000	57,971,520	4,561,480		
保健事業事務費		3,412,000	3,412,000	3,006,497	405,503		
人間ドック助成金		14,355,000	14,355,000	12,713,546	1,641,454		
健康づくりチャレンジポイント事業		2,705,000	2,900,000	2,898,121	1,879		
データヘルス事業		322,000	127,000	112,345	14,655		
糖尿病性腎症重症化予防事業		3,208,000	3,208,000	2,227,571	980,429		
計		24,002,000	24,002,000	20,958,080	3,043,920		
06 国保財政調整基金積立金			5,000	13,000	12,111	889	93.2
07 諸 支 出 金			14,383,000	42,775,000	40,923,633	1,851,367	95.7
還付金 (収納課)	一 般 被 保 険 者	14,000,000	14,000,000	13,180,637	819,363		
	退 職 被 保 険 者	380,000	380,000	0	380,000		
返 還 金		3,000	28,395,000	27,742,996	652,004		
08 予 備 費			3,000,000	2,992,000	0	2,992,000	0.0
合 計			7,984,595,000	8,045,701,000	7,935,393,360	110,307,640	98.6

歳入歳出差引残額 218,062,752円

令和6年度国民健康保険特別会計予算総括表（9月補正案）

歳 入				(単位:千円)						
項 目				当初予算	9月補正	予算現額	説 明			
保険税	一 般	現年度分	医 療	1,011,639		1,011,639	◆ 国民健康保険税率			
			支 援	354,509		354,509	区 分	医 療 分	支 援 分	介 護 分
			介 護	131,715		131,715	均 等 割	19,500 円	9,900 円	12,400 円
		過年度分	医 療	29,831		29,831	平 等 割	16,000 円		
			支 援	11,156		11,156	所 得 割	6.9 %	2.9 %	2.7 %
			介 護	5,909		5,909	資 産 割	20.0 %		
			国庫支出金 災 害 臨 時 特 例 補 助 金			1		1	※1	
		県支出金	保険給付費等交付金	普通交付金	5,684,953	1,295	5,686,248	市が支払う保険給付費分が交付されるもの		
特別交付金	72,404				72,404	国・県からの交付金が県からまとめて交付されるもの				
財 産 収 入				5		5	本庄市国民健康保険財政調整基金の利子			
繰入金	保 険 基 盤 安 定	保険税軽減分	205,249		205,249	低所得者等の軽減額(7・5・2割) に対して県が3/4を補助するもの				
		保険者支援分	138,351		138,351	保険税軽減対象者の税の一定割合を公費補填するもの				
	未 就 学 児 均 等 割 保 険 税		3,496		3,496	未就学児に係る均等割保険税の5割相当額を公費補填するもの				
	職 員 給 与 費 等		146,031	-8,628	137,403	国保事務に従事する職員の給与費等を法定繰入れするもの				
	【 新 】 産 前 産 後 保 険 税		520		520	※2				
	出 産 育 児 一 時 金 等		17,666		17,666	出産育児一時金の2/3の金額を法定繰入れするもの				
	財 政 安 定 化 支 援 事 業		23,196		23,196	低所得者や高齢者の比率等に応じて保険者支援のために法定繰入れするもの				
	国民健康保険財政調整基金繰入金		259,408		259,408	資金不足を補う目的で基金から収入として繰入れするもの				
繰 越 金				1		1	前年度繰越金			
諸収入	延 滞 金		2,000		2,000	保険税延滞金				
	過 料		1		1	条例に違反した場合に科せられる罰則金				
	雑入	第 三 者 納 付 金	5,001		5,001	第三者行為求償金				
		不 当 利 得 返 納 金	3		3	資格喪失後受診等による医療費の返納金				
		保 険 課 雑 入	1		1	雑入				

歳 入 総 額	8,103,046	-7,333	8,095,713
---------	-----------	--------	-----------

◆ 加入状況（令和6年7月1日現在）

区 分	一般被保険者（加入割合）		市全体
加入者数	16,257	(21%)	76,952 人

※1 東日本大震災の被災者である被保険者の保険税と一部負担金の減免を行った場合に、市の負担増額の一部を国が補助するもの

※2 出産被保険者の産前産後一定期間に係る所得割、均等割保険税の相当額について公費補填するもの（負担割合：国1/2、県1/4、市1/4）

歳 出			(単位:千円)			
項 目			当初予算	9月補正	予算現額	説 明
総務費	一般管理費	一 般 管 理 給 与 費	100,367	-13,138	87,229	国保事務に従事する職員の給与
		一 般 事 務 費	11,584	4,510	16,094	国保事業の運営全般に係る経費
		国保事務電算処理委託事業	15,429		15,429	国保事務に関するシステムの利用料及び委託料
	埼玉県国民健康保険団体連合会負担金		1,011		1,011	国保連合会に納付する保険者負担金
	賦 課 事 業		7,535		7,535	保険税賦課に関するシステム手数料、納付書の郵送料等
	徴 収 事 業		5,098		5,098	保険税徴収に関するシステム手数料、通知の郵送料等
	運 営 協 議 会 事 務 費		746		746	運協委員の報酬、費用弁償及び国保協議会の負担金
	趣 旨 普 及 事 務 費		4,261		4,261	制度普及・啓発用パンフレット代、保険証の郵送料等
保険給付費	療 養 給 付 費		4,898,624		4,898,624	被保険者の医療費のうち保険者負担分
	療 養 費		48,191		48,191	被保険者の柔道整復、治療用装具等に係る費用のうち、保険者負担分
	診療報酬請求明細書審査事務費		12,045		12,045	レセプトの審査支払手数料等
	高 額 療 養 費		725,293		725,293	1か月の自己負担限度額を超えた支払に対して償還払を行うもの
	高 額 合 算 療 養 費		700	1,295	1,995	同一世帯において国保・介護保険から給付を受け、それぞれの自己負担額の合計が一定額を超えたときに支給するもの
	移 送 費		100		100	医師の指示により緊急に移送した場合に支給するもの
	出 産 育 児 一 時 金 交 付 金		26,500		26,500	1児につき50万円を限度として支給するもの
	出 産 育 児 一 時 金 支 払 手 数 料		12		12	直接支払制度における支払手数料（1件210円）
	葬 祭 費 交 付 金		7,500		7,500	被保険者が死亡した場合、葬祭を行った者に5万円を支給するもの
	傷 病 手 当 金		100		100	※3
国保事業費納付金	医 療 給 付 費 分		1,405,913		1,405,913	国保の安定的な財政運営を図るために必要な費用として県へ納付するもの
	後 期 高 齢 者 支 援 分		538,104		538,104	
	介 護 納 付 金 分		181,021		181,021	
保健事業費	保 健 事 業 事 務 費		3,412		3,412	医療費通知の郵送料（年6回）
	人 間 ド ッ ク 助 成 金		13,854		13,854	被保険者の人間ドック又は併診ドック受検料の助成金
	健康づくりチャレンジポイント事業		2,223		2,223	はにぼんチャレンジ（ポイント制度事業）に関する費用
	デ ー タ ヘ ル ス 事 業		322		322	データヘルス計画に基づく受診勧奨等の費用
	糖尿病性腎症重症化予防事業		2,566		2,566	糖尿病性腎症重症化予防のための受診勧奨等の費用
	特 定 健 康 診 査 等 事 業 費		73,526		73,526	特定健診・保健指導に要する費用
国民健康保険財政調整基金積立金			5		5	本庄市国民健康保険財政調整基金への積立金
諸支出金	保 険 税 還 付 金		14,001		14,001	保険税の還付金
	返 還 金		3		3	交付金の実績確定に伴う国・県への返還金等
予 備 費			3,000		3,000	緊急的な支出に対応するための費用

歳 出 総 額	8,103,046	-7,333	8,095,713
---------	-----------	--------	-----------

※3 新型コロナウイルス感染症に感染したことにより労務不能となった被保険者等に対する給付金（令和5年5月7日まで。消滅時効2年）



本庄市条例第 2 7 号

本庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

本庄市長 吉 田 信 解

本庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

本庄市国民健康保険税条例（平成 1 8 年本庄市条例第 1 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「2 2 万円」を「2 4 万円」に改める。

第 2 3 条第 1 項中「2 2 万円」を「2 4 万円」に改め、同項第 2 号中「2 9 万円」を「2 9 万 5, 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 3 万 5, 0 0 0 円」を「5 4 万 5, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の本庄市国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

本庄市国民健康保険税条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
第 4 8 号議案 ○本庄市国民健康保険税条例 第1条 略 (課税額) 第2条 略 2 略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。 4 略 第3条～第22条 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 略	第 4 8 号議案 ○本庄市国民健康保険税条例 第1条 略 (課税額) 第2条 略 2 略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 略 第3条～第22条 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～エ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>53万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～エ 略 2・3 略 第23条の2～第27条 略	(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～エ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～エ 略 2・3 略 第23条の2～第27条 略
---	--

◆内容

- ・国民健康保険税について、後期高齢者支援金等課税額の限度額を22万円から24万円に引き上げる。
(第2条、第23条)
- ・低所得者に対する5割軽減及び2割軽減に係る軽減判定所得について、5割軽減される軽減判定所得の基準額を29万円から29万5千円、5割軽減される軽減判定所得の基準額を53万5千円から54万5千円に引き上げる。(第23条)

◆施行期日・経過措置

- ・施行期日：令和6年4月1日
- ・経過措置：令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

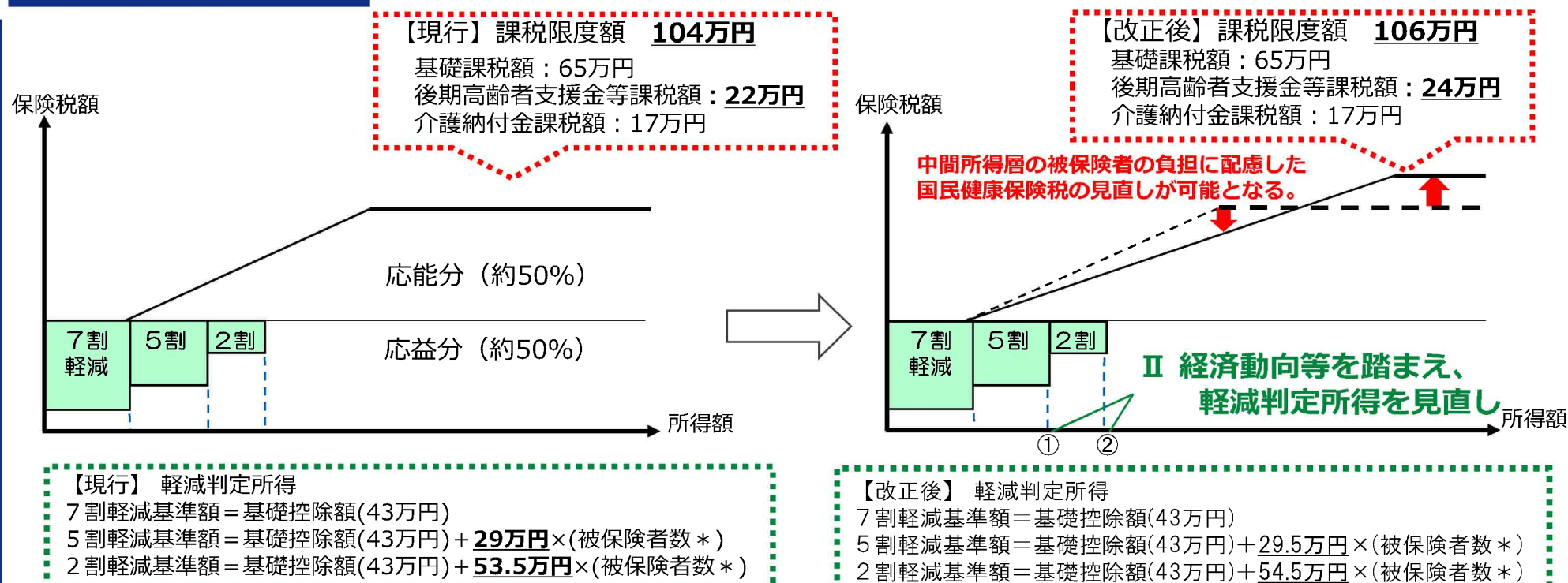
国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

（国民健康保険税）

1 大綱の概要

- I 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円（現行：22万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を29.5万円（現行：29万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を54.5万円（現行：53.5万円）に引き上げる。

2 制度の内容



＊被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。